

山北地区の申告相談会を開催します ※会場はすべて山北支所会議室です

事前申告相談（会場：山北支所 会議室） 農業申告、市・県民税申告、所得税還付申告の人が対象です

◆日時と対象集落 ※都合により指定日に申告できない人は、期間中の都合の良い日においでください

月日	時間	午前 9 時～11 時 30 分	午後 1 時 30 分～ 4 時
2 月 5 日(金)		浜新保、桑川、笹川、板貝、今川	脇川、寒川、芦谷、越沢
2 月 8 日(月)		鵜泊、寝屋、碁石、間瀬、下大蔵	勝木、立島、長坂、遠矢崎、板屋沢、垣之内、北赤谷、下大鳥、北田中、上大鳥
2 月 9 日(火)		大沢、大毎	北中、北黒川、荒川、中津原
2 月 10 日(水)		小俣、大代、雷、山熊田	中継
2 月 12 日(金)		府屋学校町、府屋本町、府屋浜町、府屋駅前通	岩崎、中浜、伊呉野、堀ノ内、温出、大谷沢、塔下、杉平、遅郷、岩石、荒川口、朴平
2 月 15 日(月)		上記期間中に事前申告できなかった人	

申告相談（会場：山北支所 会議室） 全ての申告の人が対象です

◆日時と対象集落 ※都合により指定日に申告できない人は、期間中の都合の良い日においでください

月日	時間	午前 9 時～11 時 30 分	午後 1 時 30 分～ 4 時
2 月 16 日(火)		寒川、芦谷	脇川、越沢
2 月 17 日(水)		桑川、笹川	浜新保、板貝、今川
2 月 18 日(木)		大沢、大毎、中津原	北中、北黒川、荒川
2 月 19 日(金)		山熊田、中継	小俣、大代、雷
2 月 21 日(日)		すべての集落	
2 月 22 日(月)		碁石、間瀬、北赤谷、下大鳥、北田中、上大鳥	下大蔵、立島、長坂、遠矢崎、板屋沢、垣之内
2 月 23 日(火)		鵜泊、寝屋	勝木
2 月 24 日(水)		岩崎、中浜、伊呉野、堀ノ内	温出、大谷沢、塔下、杉平、遅郷、岩石、荒川口、朴平
2 月 25 日(木)		府屋学校町	府屋本町
2 月 26 日(金)		府屋浜町	府屋駅前通
2 月 29 日(月)		上記期間中に申告できなかった下海府地区の全集落	
3 月 1 日(火)		上記期間中に申告できなかった黒川俣地区の全集落	
3 月 2 日(水)		上記期間中に申告できなかった中俣地区の全集落	
3 月 3 日(木)		上記期間中に申告できなかった八幡地区の全集落	
3 月 4 日(金)		上記期間中に申告できなかった大川谷地区の全集落	
3 月 7 日(月) ～ 3 月 15 日(火)		上記期間中に申告できなかった人 ※ただし、土・日曜は除きます	

●問い合わせ 山北支所地域振興課市民生活室（税務担当） ☎77-3112

市役所（本庁）と税務署の申告相談

2 月 16 日(火)～ 3 月 15 日(火)（土・日を除く）

※市役所本庁と村上税務署では左の期間中、
随時申告相談受付を行っています

◆市・県民税の申告 市役所本庁 4 階大会議室

午前 9 時～ 11 時 30 分、午後 1 時～ 4 時

市のホームページからエクセルファイルをダウンロードして市・県民税の申告書を作成できます。

作成した申告書は、印刷して郵送または市役所本庁・各支所地域振興課市民生活室税務担当窓口へ提出してください。

◆所得税の確定申告 村上税務署 1 階会議室 午前 9 時～午後 4 時

※市では、青色申告、分離申告（土地や家屋の譲渡、株式の売買、山林の譲渡）、住宅ローン控除（初めて住宅ローン控除を受ける人）の人の申告は受け付けをしませんので、税務署で申告してください。

※ 2 月 4 日(木)～ 2 月 15 日(月)（土・日、祝日を除く）までの間、本庁では、4 階大会議室で市・県民税申告書と所得税還付申告書を受け付けています。（地区指定はありません。）

●問い合わせ 税務課市民税係 ☎53-2111（内線221、222）